

保安全管理業務講習 受講規約

東京電設サービス株式会社

2024年 1月25日制定

2026年 7月 6日改定

本受講規約(以下「本規約」という。)は、東京電設サービス株式会社(以下「当社」という。)が保安全管理業務講習(以下「本講習」という。)を開催するにあたり、本講習の受講希望者(以下「受講希望者」という。)および受講者が、受講申込みあるいは本講習を受講する際の諸条件を規定するものです。

受講希望者は本規約を理解・了承の上、申込みものとします。

なお、本規約に定めのない事項については、別途定めるものとします。

第1条 受講者の募集

当社は、本講習の実施前に、当社のホームページ上で講習日程、講習場所、受講定員、受講料、その他必要事項を掲載し、受講者の募集を行います。

募集の対象者は、第2種または、第3種電気主任技術者免状の交付を受けている方に限ります。

2. 当社は、受講希望者の会社や所属等により受講の許諾を判断することなく、公正に取扱います。

第2条 受講の申込み

受講希望者は、当社ホームページにおける本講習の申込みページにおいて必要な記載事項の記入と電気主任技術者免状の写しを提出し、別途指定する期日までに受講料を支払うことにより、申込みが成立したものとします。

支払い期日までに受講料の入金が確認できなかった場合は、申込みがなかったものとして取扱います。

2. 定員に達した場合は、受講をお断りさせていただくことがあります。

第3条 講習の内容および形式

本講習は、経済産業省「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」(以下「内規」という。)の規定に定められた講習内容を規定された時間数行います。

2. 本講習は、座学および実習とも対面形式で行います。

第4条 講師の選任

本講習の実習にあたる講師は、電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、事業用電気工作物の工事、維持または運用に関する保安の監督に係る業務に従事した期間が、「電気事業法施行規則第五十二条の二号一号ロの要件等に関する告示」第1条第1項第1号から第4号のいずれかに該当する者を選任します。

第1号:第1種電気主任技術者免状取得者(3年)

第2号:第2種電気主任技術者免状取得者(4年)

第3号:第3種電気主任技術者免状取得者(5年)

第4号:第2、3種電気主任技術者免状取得者で保安管理業務講習を受講した者(3年)

なお、本講習の座学にあたる講師につきましては、講義内容に対して十分な知識・経験を保有する者を選任します。

第5条 受講にあたっての注意事項

受講者は、以下の内容について注意するものとします。

- (1) 受講にあたり、受講者の本人確認のため、写真付きの公的証明書を本講習中は持参ください。

確認ができない場合は修了証を発行いたしません。

(公的証明書:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート 等)

- (2) 本講習の科目ごとに遅刻、早退があった場合は、その科目は欠席の扱いとなります。
- (3) 本講習に起因する受講者の損害については、当社は一切の責任を負いません。

第6条 禁止事項

受講者は、本規約に定める事項を遵守し、次の行為を行うことを禁止します。

また、受講者が本規約に反する行為をしたことにより発生した受講者および第三者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本講習を受講する権利の譲渡、貸付
- (2) 本講習の座学および実習における写真撮影、録音、録画
- (3) 本講習の開催施設における本講習に関係のない場所への立入
- (4) 当社が本講習で提供する印刷物・コンテンツ等(以下、「講習資料」という。)を受講者ご本人の学習以外の目的による利用
- (5) 講習資料の全部、または一部について転載および複製並びに改変、第三者へ開示または提供(貸与や使用許諾を含む)もしくは譲渡

第7条 講習の中止、欠席の取扱い等

当社は、次のいずれかの事由に該当する場合、本講習を中止できるものとします。

なお、本講習を中止とした場合、当社は受講を申し込んでいる者に対し、中止連絡をいたします。

- (1) 大規模災害や防疫上の理由により、緊急事態宣言等が発令された場合、その他不測の事態により、当社にて講習開催が困難と判断した場合

その際は、既払込受講料は振込手数料を除く全額を返金いたします。

- (2) 講習受付締切日までに、申込者が4名以下だった場合。

2. 当社は、前項により本講習を中止した場合、受講料を返金いたします。

3. 次の理由により欠席または修了ができなかった科目については、受講料を返金いたしません。

- (1) 保安全管理業務講習の当日に公的証明書による本人確認ができなかった場合

- (2) 講習内容の全部または一部の科目を欠席した場合

- (3) 受講者の不備、不正により受講できなかった場合

- (4) 当社の責めによらず受講できなかった場合

ただし、申込みの内容に不備があり、当社が提示した修正期限までに修正がなされなかった場合には、申込みがなかったものとして、既払込受講料から振込手数料を除いた額を返金いたします。

第8条 本講習のキャンセル

受講者は当社へ申し出ることにより、本講習をキャンセルできるものとします。

2. 講習開始日の14営業日前(以下、「キャンセル料発生日」という。)までに受講申し込みのキャンセル申し出があった場合は、お支払いいただいている受講料から振込手数料を差し引いた金額を返金いたします。

キャンセル料発生日以降にキャンセルの申し出があった場合は、キャンセル料として、受講料は返金いたしません。

3. 傷病等により、やむを得ず受講ができなくなった場合、あるいは、その他明らかに受講が困難であると判断できる事由がある場合は、診断書等の何らかの証明書類により、その内容が確認できる場合に限り、キャンセル料発生日以降であっても受講料を返金いたします。

第9条 修了証の発行

当社は、本講習の全過程終了後に内規で定められた保安全管理業務講習修了証を受講者本人へお渡しします。

第10条 修了証の再発行

当社は、受講者より修了証の紛失、破損等により修了証の再発行の申請があった場合は、受講終了後5年以内に限り修了証を再発行します。

再発行には、手数料として1通につき3,000円(税込)を申し受けます。

第11条 受講記録の保管

当社は、本講習終了後から5年間、本講習に係る記録を保管します。

第12条 受講結果の報告

当社は、内規の定めに基づき、本講習終了後に経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課に実施結果報告書および修了者名簿を提出します。

受講者の方はこれに同意するものとします。

第13条 個人情報の取扱い

当社は、本講習に係る個人情報について、本講習における受講記録保管および経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ電力安全課への報告以外に使用しません。

第14条 規約の変更

本規約は、変更されることがあります。

この場合、変更後の本規約は次項に基づきお知らせする日から適用されるものとします。

2. 本規約を変更する場合は、当社は電磁的方法(受講者へ電子メールを送信する方法)、または当社ホームページに掲載する方法等)、その他当社が適切と判断した方法にて変更内容を受講者にお知らせします。

第15条 著作権、その他知的財産権

当社が本講習で提供する講習資料の著作権またはその他知的財産権は、全て当社に帰属しております。

講習資料は受講者ご本人の学習のためにご利用いただけますが、その範囲を超えるいかなる形態においても講習資料の全部、または一部について転載および複製並びに改変を行ってはならず、また第三者へ開示または提供(貸与や使用許諾を含む)もしくは譲渡してはならないものとします。

第16条 反社会勢力の排除

当社は、受講希望者及び受講者が次の各号の一つに該当する場合、何らかの催告を要せずに受講者との本講習の受講に関する契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団体、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他反社会勢力(以下、「反社会勢力」という。)に属すると認められる場合
- (2) 反社会勢力でなくなった時から5年を経過していない場合
- (3) 反社会勢力が経営に実質的に関与している組織に所属していることが認められる場合
- (4) 反社会勢力を利用していると認められた場合
- (5) 反社会勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
- (6) 反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

- (7) 自ら、または第三者を利用して当社または当社関係者に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合
 - (8) 自ら、または第三者を利用して風説を流布し、偽計または威力を用いて弊社の信用を毀損する行為、または業務を妨害する行為を行った場合
2. 当社は、本条項の規定に基づき、保安全管理業務講習の受講契約解除をした場合、当該受講者に損害が生じても当社は何らこれに賠償ないし補償することは要せず、またかかる解除により当社に損害が生じた時は、当該受講者はその損害を賠償するものとします。賠償額は双方で協議し決定するものとします。

第17条 協議事項

本規約に定めのない事項に疑義および紛争が生じた場合には、当社と受講希望者あるいは受講者とで誠意を持って協議のうえ、円滑に解決をはかるものとします。

第18条 合意管轄

本規約に起因または関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則 本規約は2024年 1月25日より適用するものとします。

付則 本改定は2025年 4月28日より適用するものとします。

付則 本改定は2026年 7月 6日より適用するものとします。